

ふれあい福祉相談

場所 ふくしの駅（中央3-13-5）

問い合わせ ふれあい福祉相談センター

☎ 22-8986 ※祝日は休みです。

| 相談内容 | 日 | 時間帯 |
|---------------------------|--------|-------------|
| ◎一般相談 (どんな相談でも) | 毎週月～金曜 | 8:30～17:00 |
| ◎ボランティア相談 (活動希望・援助依頼等) | | |
| 税金相談 | 毎月第1金曜 | 10:00～15:00 |
| ◇不動産相談 | 毎月第3水曜 | |
| ◎障害児者相談 | 毎月第3木曜 | |
| 保険・年金相談 | 毎月第4水曜 | |
| ◎女性相談 | 毎月第4金曜 | |
| *法律相談 | 毎月第2金曜 | 10:00～16:00 |

◇奇数月は司法書士が応相談。

◎電話による相談も可。

*法律相談は予約制。月初めから受付。
無料での相談は一人1回です。

行政相談

国の行政への苦情や相談を受け付けます。

問い合わせ 行政相談委員 黒崎 耕二
(忠海中町) ☎ 26-0607

人権相談

差別、いじめ、嫌がらせ等、人権に関する相談を受け付けます。

日時 2月17日(水) 9時～12時

場所 人権センター

問い合わせ 東広島竹原人権擁護委員協議会
☎ 082-423-7752

高齢者総合相談・介護家族相談

| 相談内容 | 曜日 | 時間 |
|---------|---------------|--------------------------------|
| 高齢者総合相談 | 月～金 | 8:30～17:00 (土・日曜日は、要望により対応) |
| 介護家族相談会 | 偶数月の 第3火曜日 | 13:30～15:00 |

場所 ふくしの駅（中央3-13-5）

問い合わせ 地域包括支援センター ☎ 22-5494

いのちのホットライン竹原

場所 ふれあい館ひろしま（中央2-4-3）
9時～18時

※2/28(日)は休館します。

問い合わせ いのちのホットライン竹原
☎ 22-9102

出張年金相談

日時 2月10日(水) 10時～15時30分

場所 福祉会館2階会議室

※出張年金相談は予約制です。

※2月8日(月)12時まで必要申し込み。

申し込み・問い合わせ 呉年金事務所 ☎ 0823-22-1691

県民相談

行政関係相談、交通事故に関する相談、相続や離婚など家族に関する相談、近隣トラブル相談などを受け付けます。

日時 毎週水曜日 9時15分～12時、13時～16時

場所 広島県東広島庁舎1階
(東広島市西条昭和町13-10)問い合わせ 西部地域県民相談室東広島支所
☎ 082-422-6911

消費生活相談室便り

電力の小売自由化にまつわるトラブルにご注意！

平成28年4月1日から、電力の小売全面自由化が始まります。

これにより、これまで家庭や商店向け電力は、地域ごとの電力会社との契約のみでしたが、様々な業種、業態の電力会社の中から、消費者が契約先や料金メニューを自由に選ぶことが可能になります。一方で、各消費生活センターには、電力自由化にまつわる相談も寄せられ始めています。

〈事例①〉

知らない電力会社から「電気料金を40%安くできる」と電話があった。後日訪問して自宅内の設備を確認するというが、信用できるか。

〈事例②〉

大手電力会社を名乗り、電力自由化に伴うアンケートを実施していると電話があった。家族構成や電気使用量を聞かれたが不審だ。

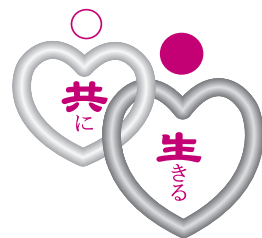
〈アドバイス〉

①のようにあいまいに「料金が必ず安くなる」という話ではその基準がはっきりしないためトラブルの原因となりがちです。勧誘トークを鵜呑みにせず、まずは情報を収集しましょう。十分な説明を受け、他社などとも比較検討の上、納得してから契約するよう心がけましょう。

また、②のように電力会社やその関連事業者が電話で個人情報聞くことは通常考えられませんが、怪しい電話にはご注意ください。

なお、電力の小売自由化については、資源エネルギー庁ホームページ <http://www.enecho.meti.go.jp/> や専用ダイヤル(0570-028-555)でもその内容を知ることができます。

相談窓口 おかしいな、困ったなと思ったら、消費生活相談室にご相談ください。 ☎ 22-6965



安全で安心できる 住みよい 「まちづくり」

市では、市民のみなさんと行政が強いパートナーシップを築きながら、協働によるまちづくりを推進することを基本理念として、各分野において住みよいまちづくりに向けた施策を展開しており、こうした施策のひとつとして、空き家対策を進めています。

総務省が発表した「住宅・土地統計調査」によると、平成25年の全国の空き家数は820万戸で空き家率は13・5%となり、いずれの数値も過去最高となっています。

本市においても、住宅総数約13,000戸に対して、空き家数は約2,500戸、空き家率は約19%となっており、平成20年からの5年間で、約1%増加しています。

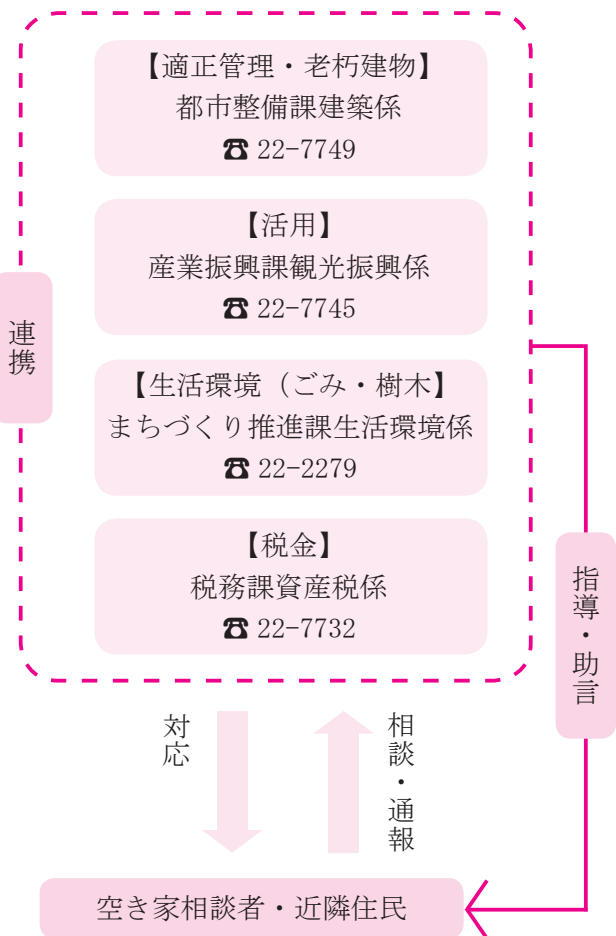
空き家は、適切な管理を怠り老朽化が進むほど、修繕等に要するコストが高くなるばかりか、相続を重ね

て権利関係が複雑化していくと、売却や除却等の処分行為に必要な権利の調整が煩雑になるなど、問題解決の難易度が高くなることから、問題が深刻化する前に早期の対応が重要になります。

また、適切な管理がなされないまま放置された空き家は、治安の低下や犯罪を誘発する恐れ、防災機能の低下、雑草や病害虫の発生などの公衆衛生の低下、さらには景観の悪化や地域イメージの低下など生活環境への影響が懸念されます。

老朽化した家屋

◀解体前
▼解体後



このような中、空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行されました。

この法律では、空き家の適正な管理を進めるための空き家等対策計画の策定などを通じて、地域住民の生命、身体または財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、合わせて空き家等の活用を促進することによって、公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することとされています。

この調査では、1年以上居住の実態がないもの、家屋の老朽化により安全面や環境面、衛生面で地域への影響が懸念されるもの、借家などの再利用が可能なものを抽出していきます。

今後、この空き家実態調査の分析結果をもとに、効果的な対策や活用について検討を行い、空き家等対策計画の策定に向けて活かしていくこととしています。

こうした取組や施策を通じて、これからも市民のみなさんが安心して安全に生活できる住みよいまちづくりを推進していきます。